

後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険証、減額認定証、限度証の一斉更新について

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が令和4年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を送付しますのでお手元に届きましたらご使用ください。

※新しい保険証は黄色です。

※新しい保険証の有効期限は令和4年9月30日です。窓口負担割合の見直しに伴い、有効期限が短くなっています。10月から使用する保険者証は9月中にお渡しします。窓口負担割合の見直しについては13ページ（左ページ）の「窓口負担割合の見直しについて」をご覧ください。

※紛失や汚れた場合は再交付しますので、お申し出ください。

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が令和4年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を送付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ申請してください。

※新しい減額認定証は水色です。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|----------------------------|---|
| 区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 | |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| | ・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方 |

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在ご使用の限度証の有効期限が令和4年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を送付しますので、8月1日からは水色の限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ役場窓口へ申請してください。

※新しい限度証は水色です。

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

| | |
|-------|---|
| 現役並みⅢ | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方とその方と同一世帯にいる被保険者の方 |

※有効期限が令和4年7月31日と記載されている保険証等は、8月1日以降にハサミ等で裁断し破棄してください。